

第 3 回嬉野市議会定例会  
(追加議案資料)

嬉 野 市

議案 番号	議案資料名	頁
90	嬉野市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例 新旧対照表	1
91	嬉野市地域コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例 新旧対照表	5
92	嬉野市営駐車場条例の一部を改正する条例 新旧対照表	7
93	嬉野市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表	9
94	嬉野市公民館条例の一部を改正する条例 新旧対照表	10
95	嬉野市社会文化会館条例の一部を改正する条例 新旧対照表	13
96	嬉野市文化センター条例の一部を改正する条例 新旧対照表	16
97	嬉野市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例 新旧対照表	18
98	嬉野市旧美野分教場条例の一部を改正する条例 新旧対照表	19
99	嬉野市体育施設条例の一部を改正する条例 新旧対照表	20
100	嬉野市立学校運動場照明施設条例の一部を改正する条例 新旧対照表	28
101	嬉野市老人福祉センター条例の一部を改正する条例 新旧対照表	29
102	嬉野市研修センター条例の一部を改正する条例 新旧対照表	30
103	嬉野市茶業研修施設条例の一部を改正する条例 新旧対照表	32
104	嬉野市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例 新旧対照表	35
105	嬉野市志田焼の里博物館条例の一部を改正する条例 新旧対照表	37
106	嬉野市営キャンプ場条例の一部を改正する条例 新旧対照表	40
107	嬉野市営公衆浴場条例の一部を改正する条例 新旧対照表	41
108	嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例 新旧対照表	44
109	嬉野市公園条例の一部を改正する条例 新旧対照表	50
110	嬉野市道路占用料条例の一部を改正する条例 新旧対照表	55
111	嬉野市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表	61

嬉野市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行										
<p>(利用の許可)</p> <p>第6条 センターの施設及び設備のうち、<u>別表第1</u>に掲げるものを利用しようとする者又は団体は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) その利用が物品販売、宣伝その他これらに類似する営利行為を行うものと認めるとき。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(施設使用料及び冷暖房使用料)</p> <p>第11条 利用者は、<u>別表第1</u>に定める額の施設使用料又は<u>別表第2</u>に定める額の冷暖房使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の施設使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 利用料金の額は、<u>別表第1</u>及び<u>別表第2</u>に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承諾を得て定める額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>別表第1</u> (第6条、第11条、第17条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 80%;">施設使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1和室</td> <td>1時間当た 400円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	施設使用料	第1和室	1時間当た 400円	<p>(利用の許可)</p> <p>第6条 センターの施設及び設備のうち、<u>別表</u>に掲げるものを利用しようとする者又は団体は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) その利用が<u>政治活動、宗教活動</u>又は物品販売、宣伝その他これらに類似する営利行為を行うものと認めるとき。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 利用者は、<u>別表</u>に定める額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 利用料金の額は、<u>別表</u>に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承諾を得て定める額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>別表</u> (第6条、第11条、第17条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 60%;">施設使用料 (開館時間内)</th> <th style="width: 20%;">冷暖房使用料 (1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1和室</td> <td>1時間当 400円</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	施設使用料 (開館時間内)	冷暖房使用料 (1時間当たり)	第1和室	1時間当 400円	100円
区分	施設使用料										
第1和室	1時間当た 400円										
区分	施設使用料 (開館時間内)	冷暖房使用料 (1時間当たり)									
第1和室	1時間当 400円	100円									

		り	
		1団体1泊	4,000円 当たり
第2和室		1時間当 り	400円
		1団体1泊	4,000円 当たり
第1研修室		1時間当 り	300円
第2研修室		1時間当 り	200円
		1団体1泊	2,000円 当たり
第3研修室		1時間当 り	200円
		1団体1泊	2,000円 当たり
調理実習室		1時間当 り	500円
トレーニング ム		1人2時間 当たり	300円
浴室		1人2時間 当たり	300円
展示館	展示室	1日当 り	500円
	体験コ ナー	1時間当 り	200円
	調理実 習室	1時間当 り	300円
	作業室	1時間当 り	200円

備考

1 利用時間に1時間未満の端数があると

		たり	
		1団体1泊	4,000円 泊当たり
第2和室		1時間当 たり	400円 100円
		1団体1泊	4,000円 泊当たり
第1研修室		1時間当 たり	200円 100円
第2研修室		1時間当 たり	200円 100円
		1団体1泊	2,000円 泊当たり
第3研修室		1時間当 たり	200円 100円
		1団体1泊	2,000円 泊当たり
調理実習室		1時間当 たり	400円 100円
トレーニング ム		1人2時 間当 たり	300円 100円
浴室		1人2時 間当 たり	300円 100円
展示館	展示室	1日当 り	500円 100円
	体験コ ナー	1時間当 たり	100円 100円
	調理実 習室	1時間当 たり	200円 100円
	作業室	1時間当 たり	100円 100円

備考

きは、1時間とみなす。

2 次の各号のいずれにも該当しない者がセンターを利用する場合は、この表に定める施設使用料の10割増しの額とする。

(1)～(4) 略

3 施設使用料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

別表第2 (第11条、第17条関係)

区分	冷暖房使用料(1時間当たり)	
第1和室	100円	
第2和室		
第1研修室		
第2研修室		
第3研修室		
調理実習室		
展示館		展示室
		体験コーナー
		調理実習室
		作業室

備考

1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とみなす。

2 この表に定める冷暖房使用料には、消費税法の規定に基づく消費税の額及び地方税法の規定に基づく地方消費税

1 次の各号のいずれにも該当しない者がセンターを利用する場合は、この表に定める使用料の3割増しの額とする。

(1)～(4) 略

2 この表に定める使用料には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づく消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく地方消費税の額を含む。

の額を含む。

嬉野市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案				現 行			
<p>(利用の制限)</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの利用を許可しないことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>別表(第7条関係)</p>				<p>(利用の制限)</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの利用を許可しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>政治活動、宗教活動その他これらに類似する行為を行う利用と認めるとき。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>別表(第7条関係)</p>			
区分		施設使用料(1時間当たり)	冷暖房使用料(1時間当たり)	区分		施設使用料(1時間当たり)	冷暖房使用料(1時間当たり)
久間地区地域コミュニティセンター	多目的会議室	300円	100円	久間地区地域コミュニティセンター	多目的会議室	200円	100円
	会議室	200円	100円		会議室	100円	100円
轟・大野原地区地域コミュニティセンター	調理実習室	200円	100円	轟・大野原地区地域コミュニティセンター	調理実習室	200円	100円
備考				備考			
<p>1 <u>利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とみなす。</u></p>				<p>1 市内居住者(市内に居住し、通学し、若しくは通勤する者又はこれらの者で構成される団体をいう。)以外の者又は団体が利用する場合は、この表による施設使用料又は冷暖房使用料の<u>10割</u>の額を加算する。</p>			
<p>2 <u>施設使用料及び冷暖房使用料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法(昭和63年法律第108号)</u></p>				<p>2 この表に定める使用料には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づく消費税の額及び地方税法(昭和25年法律</p>			

に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含む。



嬉野市営駐車場条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行																				
(名称及び位置)	(名称及び位置)																				
第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>嬉野市嬉野インター第一駐車場</td> <td>嬉野市嬉野町大字下宿丁1793番地5</td> </tr> <tr> <td>嬉野市嬉野インター第一第二駐車場</td> <td>嬉野市嬉野町大字下宿丁1793番地2</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	嬉野市嬉野インター第一駐車場	嬉野市嬉野町大字下宿丁1793番地5	嬉野市嬉野インター第一第二駐車場	嬉野市嬉野町大字下宿丁1793番地2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>嬉野市営嬉野中央駐車場</td> <td>嬉野市嬉野町大字下宿乙1461/1515番地</td> </tr> <tr> <td>嬉野市嬉野インター第一駐車場</td> <td>嬉野市嬉野町大字下宿丁1793番地5</td> </tr> <tr> <td>嬉野市嬉野インター第一第二駐車場</td> <td>嬉野市嬉野町大字下宿丁1793番地2</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	嬉野市営嬉野中央駐車場	嬉野市嬉野町大字下宿乙1461/1515番地	嬉野市嬉野インター第一駐車場	嬉野市嬉野町大字下宿丁1793番地5	嬉野市嬉野インター第一第二駐車場	嬉野市嬉野町大字下宿丁1793番地2						
名称	位置																				
嬉野市嬉野インター第一駐車場	嬉野市嬉野町大字下宿丁1793番地5																				
嬉野市嬉野インター第一第二駐車場	嬉野市嬉野町大字下宿丁1793番地2																				
名称	位置																				
嬉野市営嬉野中央駐車場	嬉野市嬉野町大字下宿乙1461/1515番地																				
嬉野市嬉野インター第一駐車場	嬉野市嬉野町大字下宿丁1793番地5																				
嬉野市嬉野インター第一第二駐車場	嬉野市嬉野町大字下宿丁1793番地2																				
別表 (第6条関係)	別表 (第6条関係)																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔一般駐車〕 嬉野市嬉野インター第一駐車場 嬉野市嬉野インター第一第二駐車場</td> <td>24時間以内 300円 24時間を超え24時間ごとに 300円</td> </tr> <tr> <td>〔中型駐車及び大型駐車〕 嬉野市嬉野インター第一第二駐車場</td> <td>24時間以内 600円 24時間を超え24時間ごとに 600円</td> </tr> <tr> <td>駐車券の紛失又は破損</td> <td>一般駐車 3,000円 中型駐車及び大型駐車 6,000円</td> </tr> <tr> <td>回数 (サービス) 駐車券</td> <td>300円券11枚 3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	種類	使用料	〔一般駐車〕 嬉野市嬉野インター第一駐車場 嬉野市嬉野インター第一第二駐車場	24時間以内 300円 24時間を超え24時間ごとに 300円	〔中型駐車及び大型駐車〕 嬉野市嬉野インター第一第二駐車場	24時間以内 600円 24時間を超え24時間ごとに 600円	駐車券の紛失又は破損	一般駐車 3,000円 中型駐車及び大型駐車 6,000円	回数 (サービス) 駐車券	300円券11枚 3,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔一般駐車〕 嬉野市営嬉野中央駐車場 嬉野市嬉野インター第一駐車場 嬉野市嬉野インター第二駐車場</td> <td>24時間以内 200円 24時間を超え24時間ごとに 200円</td> </tr> <tr> <td>〔中型駐車及び大型駐車〕 嬉野市嬉野インター第二駐車場</td> <td>24時間以内 400円 24時間を超え24時間ごとに 400円</td> </tr> <tr> <td>駐車券の紛失又は破損</td> <td>一般駐車 1,000円 中型駐車及び大型駐車 2,000円</td> </tr> <tr> <td>回数 (サービス) 駐車券</td> <td>100円券11枚 1,000円 200円券11枚 2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	種類	使用料	〔一般駐車〕 嬉野市営嬉野中央駐車場 嬉野市嬉野インター第一駐車場 嬉野市嬉野インター第二駐車場	24時間以内 200円 24時間を超え24時間ごとに 200円	〔中型駐車及び大型駐車〕 嬉野市嬉野インター第二駐車場	24時間以内 400円 24時間を超え24時間ごとに 400円	駐車券の紛失又は破損	一般駐車 1,000円 中型駐車及び大型駐車 2,000円	回数 (サービス) 駐車券	100円券11枚 1,000円 200円券11枚 2,000円
種類	使用料																				
〔一般駐車〕 嬉野市嬉野インター第一駐車場 嬉野市嬉野インター第一第二駐車場	24時間以内 300円 24時間を超え24時間ごとに 300円																				
〔中型駐車及び大型駐車〕 嬉野市嬉野インター第一第二駐車場	24時間以内 600円 24時間を超え24時間ごとに 600円																				
駐車券の紛失又は破損	一般駐車 3,000円 中型駐車及び大型駐車 6,000円																				
回数 (サービス) 駐車券	300円券11枚 3,000円																				
種類	使用料																				
〔一般駐車〕 嬉野市営嬉野中央駐車場 嬉野市嬉野インター第一駐車場 嬉野市嬉野インター第二駐車場	24時間以内 200円 24時間を超え24時間ごとに 200円																				
〔中型駐車及び大型駐車〕 嬉野市嬉野インター第二駐車場	24時間以内 400円 24時間を超え24時間ごとに 400円																				
駐車券の紛失又は破損	一般駐車 1,000円 中型駐車及び大型駐車 2,000円																				
回数 (サービス) 駐車券	100円券11枚 1,000円 200円券11枚 2,000円																				
備考	備考																				

1 嬉野市嬉野インター駐車場及び嬉野市嬉野インター第2駐車場については、入庫から30分以内に出庫した場合は、無料とする。

2 この表に定める使用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含む

1 嬉野市當嬉野中央駐車場については、嬉野市當嬉野温泉公衆浴場利用者に限り、入庫から24時間以内無料とする。

2 嬉野市嬉野インター駐車場及び嬉野市嬉野インター第2駐車場については、入庫から30分以内に出庫した場合は、無料とする。

嬉野市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案		現 行	
別表（第8条関係）		別表（第8条関係）	
区分	使用料	区分	使用料
屋外運動場	無料	屋外運動場	無料
学校体育館	1時間当たり 400円	学校体育館	1時間当たり 400円
学校プール	無料	学校プール	無料
備考 <u>使用料は、この表に定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</u>		備考 <u>この表に定める使用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含む。</u>	

嬉野市公民館条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案				現 行								
(施設使用料及び冷暖房使用料)				(使用料)								
第12条 利用者は、別表に定めるところにより施設使用料又は冷暖房使用料を納付しなければならない。				第12条 利用者は、あらかじめ別表に定める額の使用料を納付しなければならない。								
別表 (第12条関係)				別表 (第12条関係)								
区分		施設使用料 (1時間当たり)	冷暖房使用料 (1時間当たり)	区分		施設使用料	冷暖房使用料(1時間当たり)					
嬉野市 塩田公 民館	第1研修室	300円	100円	嬉野市塩田公民館	第1研修室	1時間 200円	100円					
	第2研修室			第2研修室 第3研修室 第4研修室 第5研修室	円	第1学習室 第2学習室	円	500円	100円			
	第3研修室											
	第4研修室											
	第5研修室											
	第1学習室											
	第2学習室	200円	100円									
	視聴覚室	500円	100円									
	栄養相談室	500円	200円									
	大集会室	800円	500円									
嬉野市 嬉野公 民館	講座室1	100円	100円	嬉野市 野公民館	講座室1	1時間 100円	100円					
講座室2	200円	—	講座室2		円	2階学習室	1	2階学習室	2			
2階学習室1												
2階学習室2												
2階学習室3												
2階学習室4												
実習室	200円	—								大集会室	1時間 600円	500円
3階学習室	100円	—									円	
3階大会議室	200円	100円										
和室	100円	100円										
ガス使用料	コンロ1基当たり 300円(1時間を超えた場合にあつては、1時間ごとに50円を加算する。)											
嬉野市 吉田公 民館	研修室	300円	100円	2階学習室	3	2階学習室	4					
	和室	300円	200円									
	視聴覚室	500円	100円									



2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。

3 市内居住者（市内に居住し、通学し、若しくは通勤する者又はこれらの者で構成される団体をいう。）以外の者が利用する場合の使用料は、この表に定める額の3割増しの額とする。

嬉野市社会文化会館条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案				現 行			
(使用料) 第7条 利用者は、別表に定める使用料を納付 <u>しなければならない。</u>				(使用料) 第7条 利用者は、別表に定める使用料を前納 <u>しなければならない。ただし、国又は地方公 共団体が利用する場合は、利用後に納付する ことができる。</u>			
2・3 (略)				2・3 (略)			
別表(第7条、第15条関係)				別表(第7条、第15条関係)			
1 社会文化会館使用料金				1 社会文化会館使用料金			
区分		使用料(1時 間当たり)	利用時間	区分		使用料(1時 間当たり)	利用時間
文化ホー ル	文化・体育の ための利用	2,000円	午前7時 から午後 10時ま	文化ホー ル	文化・体育の ための利用	2,000円	午前7時 から午後 10時ま
	その他の利用	6,000円			その他の利用	6,000円	
控室 (楽屋)	文化・体育の ための利用	文化ホールで 使用料に含 む		控室(楽 屋)	文化・体育の ための利用	文化ホールで 使用料に含 む	
	その他の利用				その他の利用		
メインア リーナ	文化・体育の ための利用	800円		メインア リーナ	文化・体育の ための利用	800円	
	その他の利用	2,400円			その他の利用	2,400円	
サブア リーナ	文化・体育の ための利用	300円		サブア リーナ	文化・体育の ための利用	300円	
	その他の利用	900円			その他の利用	900円	
リハーサ ル室	文化・体育の ための利用	300円		リハーサ ル室	文化・体育の ための利用	300円	
	その他の利用	900円			その他の利用	900円	
会議室	文化・体育の ための利用	200円		会議室	文化・体育の ための利用	200円	
	その他の利用				その他の利用		
備考				備考			
1 使用料は、上記の定めるところにより 算定した額に、当該金額に消費税法(昭				1 この表に定める使用料には、消費税法 (昭和63年法律第108号)の規定に			

和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

- 2 使用料の算定にあたって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。
- 3 次の各号のいずれにも該当しない者(以下「市外居住者」という。)が、本館を占用利用する場合は、この表に定める使用料の10割増しの額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

(1)～(4) 略

4～9 略

## 2 附属設備使用料

区分		使用料	
文化ホール	放送設備(一式)	1回当たり	1,000円
	舞台照明設備(一式)	1時間当り	500円
メインアリーナ	放送設備(一式)	1回当たり	1,000円
共通	プロジェクタ	1回当たり	1,000円
	楽器演奏用機材(一式)	1時間当り	1,000円

備考

- 1 使用料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法(昭

基づく消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく地方消費税の額を含む。

- 2 使用料の算定にあたって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。
- 3 次の各号のいずれにも該当しない者(以下「市外居住者」という。)が、本館を占用利用する場合は、この表に定める使用料の3割増しの額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

(1)～(4) 略

4～9 略

## 2 附属設備使用料

区分		使用料	
文化ホール	放送設備(一式)	1回当たり	1,000円
	舞台照明設備(一式)	1時間当り	500円
メインアリーナ	放送設備(一式)	1回当たり	1,000円
共通	プロジェクタ	1回当たり	1,000円
	楽器演奏用機材(一式)	1時間当り	1,000円

備考

- 1 この表に定める使用料には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に



和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2～3 略

3 冷暖房使用料

区分	使用料(1時間当たり)
文化ホール	1,500円
控室(楽屋)・会議室	100円
メインアリーナ	3,000円
サブアリーナ	300円
リハーサル室	100円

備考

1 使用料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 略

基づく消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく地方消費税の額を含む。

2～3 略

3 冷暖房使用料

区分	使用料(1時間当たり)
文化ホール	1,500円
控室(楽屋)・会議室	100円
メインアリーナ	3,000円
サブアリーナ	300円
リハーサル室	100円

備考

1 この表に定める使用料には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づく消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく地方消費税の額を含む。

2 略

嬉野市文化センター条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行																																														
<p>(利用の制限)</p> <p>第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、文化センターの利用を許可<u>しない</u>ことができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>別表(第9条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室1</td> <td>1時間当たり 300円</td> </tr> <tr> <td>研修室2</td> <td>1時間当たり 300円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1時間当たり 500円</td> </tr> <tr> <td>談話室</td> <td>1時間当たり 300円</td> </tr> <tr> <td>展示室(会議)</td> <td>1時間当たり 500円</td> </tr> <tr> <td>展示室(展示)</td> <td>1日当たり 500円</td> </tr> <tr> <td>トレーニング室</td> <td>1時間当たり 500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>スポーツ 1時間当たり 1,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>スポーツ以外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">冷暖房</td> <td>2階 1時間当たり 100円</td> </tr> <tr> <td>3階 1時間当たり 500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 <u>利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とみなす。</u></p> <p>2 <u>市内居住者(市内に居住し、通学し、若しくは通勤する者又はこれらの者で構成される団体をいう。)以外の者又は団体が利用する場合の使用料は、この表に定める額の10割増しの額とする。</u></p> <p>3 <u>使用料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費</u></p>	区分	使用料	研修室1	1時間当たり 300円	研修室2	1時間当たり 300円	会議室	1時間当たり 500円	談話室	1時間当たり 300円	展示室(会議)	1時間当たり 500円	展示室(展示)	1日当たり 500円	トレーニング室	1時間当たり 500円		スポーツ 1時間当たり 1,200円		スポーツ以外	冷暖房	2階 1時間当たり 100円	3階 1時間当たり 500円	<p>(利用の制限)</p> <p>第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、文化センターの利用を許可<u>しない</u>。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>別表(第9条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室1</td> <td>1時間当たり 400円</td> </tr> <tr> <td>研修室2</td> <td>1時間当たり 400円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1時間当たり 550円</td> </tr> <tr> <td>談話室</td> <td>1時間当たり 400円</td> </tr> <tr> <td>展示室(会議)</td> <td>1時間当たり 400円</td> </tr> <tr> <td>展示室(展示)</td> <td>1日当たり 500円</td> </tr> <tr> <td>トレーニング室</td> <td>1時間当たり 300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>スポーツ 1時間当たり 1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>スポーツ以外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">冷暖房</td> <td>2階 1時間当たり 100円</td> </tr> <tr> <td>3階 1時間当たり 500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 <u>この表に定める使用料には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づく消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく地方消費税の額を含む。</u></p> <p>2 <u>市内居住者(市内に居住し、通学し、若しくは通勤する者又はこれらの者で構成される団体をいう。)以外の者又は団体が利用する場合の使用料は、この表に定める額の3割増しの額とする。</u></p>	区分	使用料	研修室1	1時間当たり 400円	研修室2	1時間当たり 400円	会議室	1時間当たり 550円	談話室	1時間当たり 400円	展示室(会議)	1時間当たり 400円	展示室(展示)	1日当たり 500円	トレーニング室	1時間当たり 300円		スポーツ 1時間当たり 1,000円		スポーツ以外	冷暖房	2階 1時間当たり 100円	3階 1時間当たり 500円
区分	使用料																																														
研修室1	1時間当たり 300円																																														
研修室2	1時間当たり 300円																																														
会議室	1時間当たり 500円																																														
談話室	1時間当たり 300円																																														
展示室(会議)	1時間当たり 500円																																														
展示室(展示)	1日当たり 500円																																														
トレーニング室	1時間当たり 500円																																														
	スポーツ 1時間当たり 1,200円																																														
	スポーツ以外																																														
冷暖房	2階 1時間当たり 100円																																														
	3階 1時間当たり 500円																																														
区分	使用料																																														
研修室1	1時間当たり 400円																																														
研修室2	1時間当たり 400円																																														
会議室	1時間当たり 550円																																														
談話室	1時間当たり 400円																																														
展示室(会議)	1時間当たり 400円																																														
展示室(展示)	1日当たり 500円																																														
トレーニング室	1時間当たり 300円																																														
	スポーツ 1時間当たり 1,000円																																														
	スポーツ以外																																														
冷暖房	2階 1時間当たり 100円																																														
	3階 1時間当たり 500円																																														

税の税率を乗じて得た額及びその額に  
地方税法（昭和25年法律第226号）  
に定める地方消費税の税率を乗じて得  
た額を合算した額を加えた額とする。こ  
の場合において、10円未満の端数が生  
じたときは、その端数金額を切り捨てる  
ものとする。

嬉野市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案			現 行		
別表（第8条関係）			別表（第8条関係）		
区分	使用料（1時間当たり）	冷暖房使用料（1時間当たり）	区分	使用料（1時間当たり）	冷暖房使用料（1時間当たり）
第2展示室	500円	100円	第2展示室	200円	100円
視聴覚・研修室	500円	100円	視聴覚・研修室	200円	100円
備考			備考		
<p>1 <u>使用料及び冷暖房使用料は、この表に定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</u></p> <p>2 利用者が市内居住者（市内に居住し、通学し、又は通勤する者をいう。）以外の者である場合は、この表に定める額の10割増しの額とする。</p>			<p>1 <u>この表に定める使用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含む。</u></p> <p>2 利用者が市内居住者（市内に居住し、通学し、又は通勤する者をいう。）以外の者である場合は、この表に定める額の3割増しの額とする。</p>		

嬉野市旧美野分教場条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(使用料)</p> <p>第6条 分教場を利用しようとする者は、1時間当たり200円と当該金額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により算定して得た1件の使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>3 市外に居住する者が利用する場合の使用料は、第1項の使用料の10割増しとする。</p> <p>4 前3項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第6条 分教場を利用しようとする者は、1時間当たり200円を使用料として納めなくてはならない。</p> <p>2 市外に居住する者が利用する場合の使用料は、前項の使用料の5割増しとする。</p> <p>3 前2項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p>

嬉野市体育施設条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行																										
(名称及び位置)	(名称及び位置)																										
第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。																										
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>嬉野市体育館</td> <td>嬉野市嬉野町大字下宿乙 1541番地</td> </tr> <tr> <td>嬉野市中央体育館</td> <td>嬉野市嬉野町大字下宿乙 1515番地</td> </tr> <tr> <td>不動ふれあい体育館</td> <td>嬉野市嬉野町大字不動山 甲1326番地</td> </tr> <tr> <td>吉田地区運動広場</td> <td>嬉野市嬉野町大字吉田甲 4031番地 他</td> </tr> <tr> <td>嬉野ゲートボール場</td> <td>嬉野市嬉野町大字下宿乙 1125番地1 他</td> </tr> <tr> <td>大野原運動広場</td> <td>嬉野市嬉野町大字岩屋川 内丙425番地11 他</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	嬉野市体育館	嬉野市嬉野町大字下宿乙 1541番地	嬉野市中央体育館	嬉野市嬉野町大字下宿乙 1515番地	不動ふれあい体育館	嬉野市嬉野町大字不動山 甲1326番地	吉田地区運動広場	嬉野市嬉野町大字吉田甲 4031番地 他	嬉野ゲートボール場	嬉野市嬉野町大字下宿乙 1125番地1 他	大野原運動広場	嬉野市嬉野町大字岩屋川 内丙425番地11 他	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>嬉野市体育館</td> <td>嬉野市嬉野町大字下宿乙 1541番地</td> </tr> <tr> <td>不動ふれあい体育館</td> <td>嬉野市嬉野町大字不動山 甲1326番地</td> </tr> <tr> <td>吉田地区運動広場</td> <td>嬉野市嬉野町大字吉田甲 4031番地 他</td> </tr> <tr> <td>嬉野ゲートボール場</td> <td>嬉野市嬉野町大字下宿乙 1125番地1 他</td> </tr> <tr> <td>大野原運動広場</td> <td>嬉野市嬉野町大字岩屋川 内丙425番地11 他</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	嬉野市体育館	嬉野市嬉野町大字下宿乙 1541番地	不動ふれあい体育館	嬉野市嬉野町大字不動山 甲1326番地	吉田地区運動広場	嬉野市嬉野町大字吉田甲 4031番地 他	嬉野ゲートボール場	嬉野市嬉野町大字下宿乙 1125番地1 他	大野原運動広場	嬉野市嬉野町大字岩屋川 内丙425番地11 他
名称	位置																										
嬉野市体育館	嬉野市嬉野町大字下宿乙 1541番地																										
嬉野市中央体育館	嬉野市嬉野町大字下宿乙 1515番地																										
不動ふれあい体育館	嬉野市嬉野町大字不動山 甲1326番地																										
吉田地区運動広場	嬉野市嬉野町大字吉田甲 4031番地 他																										
嬉野ゲートボール場	嬉野市嬉野町大字下宿乙 1125番地1 他																										
大野原運動広場	嬉野市嬉野町大字岩屋川 内丙425番地11 他																										
名称	位置																										
嬉野市体育館	嬉野市嬉野町大字下宿乙 1541番地																										
不動ふれあい体育館	嬉野市嬉野町大字不動山 甲1326番地																										
吉田地区運動広場	嬉野市嬉野町大字吉田甲 4031番地 他																										
嬉野ゲートボール場	嬉野市嬉野町大字下宿乙 1125番地1 他																										
大野原運動広場	嬉野市嬉野町大字岩屋川 内丙425番地11 他																										
別表第1 (第11条、第19条関係)	別表第1 (第11条、第19条関係)																										
1 嬉野市体育館の催物利用に係る使用料	1 嬉野市体育館の催物利用に係る使用料																										
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">使用料 (1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本館 体育の催物のための利用(全面)</td> <td style="text-align: center;">800円</td> </tr> <tr> <td>体育の催物のための利用(半面)</td> <td style="text-align: center;">400円</td> </tr> <tr> <td>その他の催物のための利用</td> <td style="text-align: center;">2,400円</td> </tr> <tr> <td>別館 本館と併用の場合</td> <td style="text-align: center;">200円</td> </tr> <tr> <td>単独利用の場合</td> <td style="text-align: center;">400円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料 (1時間当たり)	本館 体育の催物のための利用(全面)	800円	体育の催物のための利用(半面)	400円	その他の催物のための利用	2,400円	別館 本館と併用の場合	200円	単独利用の場合	400円	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">使用料 (1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本館 体育の催物のための利用</td> <td style="text-align: center;">800円</td> </tr> <tr> <td>その他の催物のための利用</td> <td style="text-align: center;">2,400円</td> </tr> <tr> <td>別館 本館と併用の場合</td> <td style="text-align: center;">200円</td> </tr> <tr> <td>単独利用の場合</td> <td style="text-align: center;">400円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料 (1時間当たり)	本館 体育の催物のための利用	800円	その他の催物のための利用	2,400円	別館 本館と併用の場合	200円	単独利用の場合	400円				
区分	使用料 (1時間当たり)																										
本館 体育の催物のための利用(全面)	800円																										
体育の催物のための利用(半面)	400円																										
その他の催物のための利用	2,400円																										
別館 本館と併用の場合	200円																										
単独利用の場合	400円																										
区分	使用料 (1時間当たり)																										
本館 体育の催物のための利用	800円																										
その他の催物のための利用	2,400円																										
別館 本館と併用の場合	200円																										
単独利用の場合	400円																										
備考	備考																										
1 使用料は、上記の定めるところにより	1 この表に定める使用料には、消費税額																										

算定した額に、当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。

3 次の各号のいずれにも該当しない者（以下この表において「市外居住者」という。）が、体育施設を占有利用する場合は、この表に定める使用料の10割増しの額とする。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 市内に所在する事業所等に勤務する者
- (3) 保育所又は学校に通う幼児、児童、生徒又は学生
- (4) 当該利用に際して、市内の宿泊施設に宿泊をする者

4 利用者が、本館の利用において入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、この表による使用料に10割の額を加算する。

5 利用者が、その他の催物のための利用で入場料を徴収する場合は、最高入場料（税込み）に100を乗じて得た額を加算する。

6 宣伝又は営利を目的として利用する場合は、この表による使用料に20割（市外居住者が利用する場合にあっては、30割）の額を加算する。ただし、前2項の入場料を徴収する場合を除く。

を含む。

2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。

3 次の各号のいずれにも該当しない者（以下「市外居住者」という。）が、体育施設を占有利用する場合は、この表に定める使用料の3割増しの額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 市内に所在する事業所等に勤務する者
- (3) 保育所又は学校に通う幼児、児童、生徒又は学生
- (4) 当該利用に際して、市内の宿泊施設に宿泊をする者

4 利用者が、本館の利用において入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、この表による使用料に10割の額を加算する。

5 利用者が、その他の催物のための利用で入場料を徴収する場合は、最高入場料（税込み）に100を乗じて得た額を加算する。

6 宣伝又は営利を目的として利用する場合は、この表による使用料に20割（市外居住者が利用する場合にあっては、30割）の額を加算する。ただし、前2項の入場料を徴収する場合を除く。

7 催物の準備又はリハーサルのため利用する場合は、この表による使用料の5割の額とする。

8 市内に居住する者が、結婚式場及び結婚披露宴会場として利用する場合は、この表の規定にかかわらず、1回当たり21,000円とする。

2 嬉野市体育館の練習使用料

区分	使用料（1時間当たり）
1面	400円
半面	200円

備考

- 1 この表に定める使用料には、消費税額を含む。
- 2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。
- 3 午後5時以降利用の場合は、この表による使用料に5割の額を加算する。
- 4 電灯を使用する場合は、1時間当たり300円を加算する。

3 嬉野市体育館の附属設備使用料

区分	使用料（1時間当たり）
舞台照明設備（一式）	500円

備考

- 1 この表に定める使用料には、消費税額を含む。
- 2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。
- 3 附属設備の架設、操作及び撤去は、利用者において行い、その経費は利用者の負担とする。

2 嬉野市体育館の附属設備使用料

区分	使用料（1時間当たり）
舞台照明設備（一式）	500円

備考

- 1 使用料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。
- 3 附属設備の架設、操作及び撤去は、利用者において行い、その経費は、利用者の負担とする。



3 嬉野市体育館冷暖房使用料

区分	使用料（1時間当たり）
本館	3,000円
別館	100円

備考

- 1 使用料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。

別表第2（第11条、第19条関係）

1 嬉野市中央体育館施設利用料

区分		使用料（1時間当たり）
メインアリーナ	体育・文化のた	1,200円
	めの利用(全面)	
	体育・文化のた	600円
トレーニング室	めの利用(半面)	
	その他の利用	3,600円
	体育・文化のた	400円
研修室	めの利用	
	その他の利用	1,200円
会議室	体育・文化のた	200円
	めの利用	
	その他の利用	600円
談話室	体育・文化のた	200円
	めの利用	

4 嬉野市体育館冷暖房使用料

区分	使用料（1時間当たり）
本館	3,000円
別館	100円

備考

- 1 この表に定める使用料には、消費税額を含む。
- 2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。

めの利用	
その他の利用	600円

備考

- 1 使用料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。
- 3 次の各号のいずれにも該当しない者（以下この表において「市外居住者」という。）が、体育施設を占有利用する場合は、この表に定める使用料の10割増しの額とする。
  - (1) 市内に居住する者
  - (2) 市内に所在する事業所等に勤務する者
  - (3) 保育所又は学校に通う幼児、児童、生徒又は学生
  - (4) 当該利用に際して、市内の宿泊施設に宿泊をする者
- 4 利用者が、本館の利用において入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、この表による使用料に10割の額を加算する。
- 5 利用者が、その他の催物のための利用で入場料を徴収する場合は、最高入場料（税込み）に100を乗じて得た額を加算する。
- 6 宣伝又は営利を目的として利用する場合は、この表による使用料に20割（市外居住者が利用する場合にあっては、30割）の額を加算する。ただし、

前2項の入場料を徴収する場合を除く。

2 嬉野市中央体育館 附属設備使用料

区分	使用料
メインアリーナ	放送設備(一式) 1回当たり 1,000円
	舞台照明設備(一式) 1時間当たり 500円
トレーニング室	可動ステージ 1回当たり 300円
	放送設備(一式) 1回当たり 300円

備考

- 1 使用料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。
- 3 附属設備の架設、操作及び撤去は、利用者において行い、その経費は、利用者の負担とする。

3 嬉野市中央体育館 冷暖房使用料

区分	使用料(1時間当たり)
メインアリーナ	3,000円
トレーニング室	500円
研修室	100円
会議室	100円
談話室	100円

備考

- 1 使用料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法に定

める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。

別表第3 (第11条、第19条関係)

1 不動ふれあい体育館使用料

区分	使用料 (1時間当たり)
アリーナ	200円
和室	200円
調理室	200円
調理室ガス使用料(コンロ1基)	300円
	(1時間を超えた場合にあっては、1時間ごとに50円を加算する。)

備考

- 1 使用料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。
- 3 次の各号のいずれにも該当しない者が、体育施設を占有利用する場合は、この表に定める使用料の10割増しの額とする。
  - (1) 市内に居住する者
  - (2) 市内に所在する事業所等に勤務する者
  - (3) 保育所又は学校に通う幼児、児童、生徒又は学生

別表第2 (第11条、第19条関係)

1 不動ふれあい体育館使用料

区分	使用料 (1時間当たり)
アリーナ	200円
和室	200円
調理室	200円

備考

- 1 この表に定める使用料には、消費税額を含む。
- 2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。

(4) 当該利用に際して、市内の宿泊施設に宿泊をする者

2 不動ふれあい体育館冷暖房使用料

区分	使用料（1時間当たり）
冷暖房使用料	100円

備考

- 1 使用料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。

別表第4（第11条、第19条関係）

（略）

2 不動ふれあい体育館冷暖房及びガス使用料

区分	使用料
冷暖房使用料	1時間当たり 100円
ガス使用料	300円
（コンロ1基）	（1時間を超えた場合にあっては、1時間ごとに50円を加算する。）

備考

- 1 この表に定める使用料には、消費税額を含む。
- 2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。

別表第3（第11条、第19条関係）

（略）

嬉野市立学校運動場照明施設条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行																									
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 照明施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="240 533 798 696"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吉田中学校運動場照明施設</td> <td>嬉野市嬉野町大字吉田丙3016番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	吉田中学校運動場照明施設	嬉野市嬉野町大字吉田丙3016番地	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 照明施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="837 521 1394 792"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吉田中学校運動場照明施設</td> <td>嬉野市嬉野町大字吉田丙3016番地</td> </tr> <tr> <td>五町田小学校運動場照明施設</td> <td>嬉野市塩田町大字五町田甲3717番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	吉田中学校運動場照明施設	嬉野市嬉野町大字吉田丙3016番地	五町田小学校運動場照明施設	嬉野市塩田町大字五町田甲3717番地															
名称	位置																									
吉田中学校運動場照明施設	嬉野市嬉野町大字吉田丙3016番地																									
名称	位置																									
吉田中学校運動場照明施設	嬉野市嬉野町大字吉田丙3016番地																									
五町田小学校運動場照明施設	嬉野市塩田町大字五町田甲3717番地																									
<p>別表 (第7条関係)</p> <table border="1" data-bbox="240 860 817 1037"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料 (1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吉田中学校運動場照明施設</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料 (1時間当たり)	吉田中学校運動場照明施設	2,000円	<p>別表 (第7条関係)</p> <table border="1" data-bbox="837 848 1417 1288"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">吉田中学校運動場照明施設</td> <td>1時間当たり</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間30分</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">五町田小学校運動場照明施設</td> <td>当たり</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2時間当たり</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>2時間30分</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>当たり</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3時間当たり</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料		吉田中学校運動場照明施設	1時間当たり	2,000円	1時間30分	3,000円	五町田小学校運動場照明施設	当たり		2時間当たり	4,000円	2時間30分	5,000円		当たり			3時間当たり	6,000円
区分	使用料 (1時間当たり)																									
吉田中学校運動場照明施設	2,000円																									
区分	使用料																									
吉田中学校運動場照明施設	1時間当たり	2,000円																								
	1時間30分	3,000円																								
五町田小学校運動場照明施設	当たり																									
	2時間当たり	4,000円																								
	2時間30分	5,000円																								
	当たり																									
	3時間当たり	6,000円																								
<p>備考</p> <p>1 <u>使用料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</u></p> <p>2 <u>使用料の算定に当たっては、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。</u></p>	<p>備考</p> <p>1 <u>この表に定める使用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含む。</u></p> <p>2 <u>使用料の算定に当たっては、その利用に単位時間未満の端数があるときは、当該端数を単位時間とみなす。</u></p>																									

嬉野市老人福祉センター条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案					現行				
別表（第10条、第15条関係）					別表（第10条、第15条関係）				
区分			施設使用料	冷暖房使用料	区分			施設使用料（1室）	冷暖房使用料（1室）
嬉野市塩田老人福祉センター	60歳以上	市内居住者	無料	無料	嬉野市塩田老人福祉センター	60歳以上	市内居住者	無料	無料
嬉野市嬉野老人福祉センター	60歳以上	市内居住者	1人1日当たり 150円	無料		市外居住者	1人1日当たり 100円	無料	
						60歳未満	1人1時間当たり 200円	1時間当たり 300円	
					嬉野市嬉野老人福祉センター			1人1日当たり 100円	
備考 この表に定める使用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含む。					備考 表に定める使用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含む。				

嬉野市研修センター条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案		現 行																																																											
<p>(利用の制限)</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの利用を許可しないことができる。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>別表 (第7条関係)</p>		<p>(利用の制限)</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの利用を許可しない。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) <u>政治活動、宗教活動その他これらに類似する行為を行うものと認めるとき。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>別表 (第7条関係)</p>																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施設使用料 (1時間当たり)</th> <th>冷暖房使用料 (1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>久間研修センター</td> <td>第1研修室 (1階)</td> <td>500円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第2研修室 (2階)</td> <td>300円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第3研修室 (2階和室)</td> <td>200円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>五町田研修センター</td> <td>第1研修室 (1階)</td> <td>300円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第2研修室 (2階)</td> <td>200円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>大草野研修センター</td> <td>小会議室 (1階)</td> <td>200円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大会議室 (2階)</td> <td>500円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>調理室</td> <td>1日当たり 300円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	施設使用料 (1時間当たり)	冷暖房使用料 (1時間当たり)	久間研修センター	第1研修室 (1階)	500円	300円		第2研修室 (2階)	300円	200円		第3研修室 (2階和室)	200円	100円	五町田研修センター	第1研修室 (1階)	300円	200円		第2研修室 (2階)	200円	100円	大草野研修センター	小会議室 (1階)	200円	100円		大会議室 (2階)	500円	300円		調理室	1日当たり 300円		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施設使用料 (1時間当たり)</th> <th>冷暖房使用料 (1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五町田研修センター</td> <td>第1研修室 (1階)</td> <td>100円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>久間研修センター</td> <td>第2研修室 (2階)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>第3研修室 (2階和室)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大草野研修センター</td> <td>小会議室 (1階)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>大会議室 (2階)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	施設使用料 (1時間当たり)	冷暖房使用料 (1時間当たり)	五町田研修センター	第1研修室 (1階)	100円	100円	久間研修センター	第2研修室 (2階)				第3研修室 (2階和室)			大草野研修センター	小会議室 (1階)				大会議室 (2階)		
区分	施設使用料 (1時間当たり)	冷暖房使用料 (1時間当たり)																																																											
久間研修センター	第1研修室 (1階)	500円	300円																																																										
	第2研修室 (2階)	300円	200円																																																										
	第3研修室 (2階和室)	200円	100円																																																										
五町田研修センター	第1研修室 (1階)	300円	200円																																																										
	第2研修室 (2階)	200円	100円																																																										
大草野研修センター	小会議室 (1階)	200円	100円																																																										
	大会議室 (2階)	500円	300円																																																										
	調理室	1日当たり 300円																																																											
区分	施設使用料 (1時間当たり)	冷暖房使用料 (1時間当たり)																																																											
五町田研修センター	第1研修室 (1階)	100円	100円																																																										
久間研修センター	第2研修室 (2階)																																																												
	第3研修室 (2階和室)																																																												
大草野研修センター	小会議室 (1階)																																																												
	大会議室 (2階)																																																												



備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とみなす。
- 2 市内居住者（市内に居住し、通学し、若しくは通勤する者又はこれらの者で構成される団体をいう。）以外の者又は団体が利用する場合は、この表による施設使用料又は冷暖房使用料の10割の額を加算する。
- 3 施設使用料及び冷暖房使用料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

備考

- 1 市内居住者（市内に居住し、通学し、若しくは通勤する者又はこれらの者で構成される団体をいう。）以外の者又は団体が利用する場合は、この表による施設使用料又は冷暖房使用料の3割の額を加算する。
- 2 この表に定める使用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含む。

嬉野市茶業研修施設条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
別表（第9条、第15条関係） 【別記1 参照】	別表（第9条、第15条関係） 【別記1 参照】

【別記1】

改正案

種別			使用料	摘要
生葉加工研修料		一番茶	250円/kg	
		番茶等	100円/kg	
荒茶仕上げ加工研修料			150円/kg	
茶再生加工料	窒素充填	30kg	600円	容器は含まない。
		20kg	500円	
		10kg	400円	
		5kg	300円	
		2kg	100円	
		1kg	80円	
		500g	60円	
		200g	25円	
		100g	20円	
		色彩選別	荒茶1kgあたり	
研修室			100円/1時間	冷暖房使用料
備考				
<p>1 「一番茶」とは、その年の最初に生育した新芽をいう。</p> <p>2 「番茶」とは、一番茶を摘み取った後に生育した芽をいう。</p> <p>3 「荒茶」とは、生葉を蒸し、又は炒って揉み乾かした状態の茶をいう。</p> <p>4 <u>使用料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</u></p>				

現 行

種別		使用料	摘要	
生葉加工研修料	一番茶	250円/kg		
	番茶等	100円/kg		
荒茶仕上げ加工研修料		150円/kg		
茶再生加工料	窒素充填	30kg	600円	容器は含まない。
		20kg	500円	
		10kg	400円	
		5kg	300円	
		2kg	100円	
		1kg	80円	
		500g	60円	
		200g	25円	
		100g	20円	
	色彩選別	荒茶1kgあたり	100円	
研修室		200円/1時間	冷暖房使用料	
備考				
<p>1 「一番茶」とは、その年の最初に生育した新芽をいう。</p> <p>2 「番茶」とは、一番茶を摘み取った後に生育した芽をいう。</p> <p>3 「荒茶」とは、生葉を蒸し、又は炒って揉み乾かした状態の茶をいう。</p> <p>4 使用料には、消費税及び地方消費税を含む。</p>				

嬉野市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行																											
<p>(利用の制限)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しないことができる。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>別表 (第8条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 40%;">施設使用料</th> <th style="width: 10%;">冷暖房使用料 (1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>1時間当たり 300円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域特産 開発室</td> <td>みそ加工 1日 当たり 700円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他 1日当 たり 300円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とみなす。</p> <p>2 市内居住者（市内に居住し、通学し、若しくは通勤する者又はこれらの者で構成される団体をいう。）以外の者又は団体が利用する場合は、この表による施設使用料又は冷暖房使用料の<u>10割</u>の額を加算する。</p>	区分	施設使用料	冷暖房使用料 (1時間当たり)	会議室	1時間当たり 300円	200円	地域特産 開発室	みそ加工 1日 当たり 700円	—	その他 1日当 たり 300円	—	<p>(利用の制限)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) <u>政治活動、宗教活動その他これらに類似する行為を行うものと認めるとき。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>別表 (第8条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 40%;">施設使用料</th> <th style="width: 10%;">冷暖房使用料 (1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術伝承室</td> <td>1時間当たり 100円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>生きがい開 発室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">地域特産開 発室</td> <td>みそ加工 1 回当たり 600円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他 1回 当たり 200円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 市内居住者（市内に居住し、通学し、若しくは通勤する者又はこれらの者で構成される団体をいう。）以外の者又は団体が利用する場合は、この表による施設使用料又は冷暖房使用料の<u>3割</u>の額を加算する。</p>	区分	施設使用料	冷暖房使用料 (1時間当たり)	技術伝承室	1時間当たり 100円	100円	生きがい開 発室	—	—	地域特産開 発室	みそ加工 1 回当たり 600円	—	その他 1回 当たり 200円	—	—	—
区分	施設使用料	冷暖房使用料 (1時間当たり)																										
会議室	1時間当たり 300円	200円																										
地域特産 開発室	みそ加工 1日 当たり 700円	—																										
	その他 1日当 たり 300円	—																										
区分	施設使用料	冷暖房使用料 (1時間当たり)																										
技術伝承室	1時間当たり 100円	100円																										
生きがい開 発室	—	—																										
地域特産開 発室	みそ加工 1 回当たり 600円	—																										
	その他 1回 当たり 200円	—																										
	—	—																										

3 施設使用料及び冷暖房使用料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 この表に定める使用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含む。

嬉野市志田焼の里博物館条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p><u>別表（第10条、第15条関係）</u></p> <p><u>使用料</u></p> <p>【別記1-1 参照】</p> <p><u>備考 この表に定める使用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含む。</u></p> <p><u>手数料</u></p> <p>【別記1-2 参照】</p> <p><u>備考 この表に定める手数料には、消費税法の規定に基づく消費税の額及び地方税法の規定に基づく地方消費税の額を含む。</u></p>	<p><u>別表（第10条、第15条関係）</u></p> <p><u>使用料</u></p> <p>【別記1-3 参照】</p> <p><u>備考 使用料には、消費税及び地方消費税を含む。</u></p> <p><u>手数料</u></p> <p>【別記1-4 参照】</p> <p><u>備考 手数料には、消費税及び地方消費税を含む。</u></p>

【別記1-1】

改正案

使用料（体験）	絵付け	マグカップ	1個	900円		
		コーヒーカップ	1個	1,100円		
		4寸皿	1個	700円		
		5寸皿	1個	800円		
		6寸皿	1個	900円		
		湯呑み	1個	800円		
		飯碗	1個	900円		
		ランプシェード	1個	2,500円		
		香炉（大）	1個	1,300円		
		香炉（小）	1個	900円		
		ロクロ体験 手びねり（粘土）	茶碗	体験料	1個	1,300円
			湯呑み	素焼き後の 絵付け	1個	500円
		陶芸教室	年会費	8,000円		年会費とは別に土代（釉 薬代、焼成代含む。）5 00円/kg
（入館料は無料）						
入館料	区分	個人	団体	備考		
	一般	300円	200円	（団体は20人以上の場合）		
	小中学生	150円	100円	（団体は20人以上の場合）		

【別記1-2】

改正案

物品販売	販売手数料として全ての物品	その都度、協議して定める。
------	---------------	---------------



【別記1-3】

現 行

施設使用料	電気窯（1回当たり）	素焼き	4,000円				
		本焼き	6,000円				
	ガス窯（1釜当たり）		40,000円				
使用料（体験）	絵付け	マグカップ	1個	800円			
		4寸皿	1個	600円			
		6寸皿	1個	800円			
		とっくり	1個	700円			
		湯呑み	1個	700円			
		オリジナルとっくり特大	1個	2,000円			
		オリジナルとっくり大	1個	1,500円			
		オリジナルとっくり中	1個	1,000円			
		オリジナルとっくり小	1個	1,000円			
		かんびん	1個	1,000円			
		投げ入れ	1個	1,000円			
		飯碗	1個	800円			
		ロクロ体験・手びねり	茶碗	湯	体験料	1個	500円
		(粘土)	呑み	焼成代		1個	700円
ロクロ教室	年会費	6,000円	入館料・施	年会費とは別に土代			
陶芸サークル	年会費	5,000円	設使用料	(釉薬代、焼成代含 む。) 500円/kg			
入館料	区分	個人	団体	備考			
	高校生一般	300円	200円	(団体は20人以上の場合)			
	小中学生	150円	100円	(団体は20人以上の場合)			

【別記1-4】

現 行

物品販売	販売手数料としてすべての物品	その都度、協議して定める。
------	----------------	---------------

嬉野市営キャンプ場条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案		現 行			
(使用料) 第7条 (略) 2 (略) 別表 (第7条関係)		(使用料) 第7条 (略) 2 (略) 別表 (第7条関係)			
使用料		使用料			
区分 広川原キャンプ場	種別 バンガロー	5人用	1棟につき	3,000円	1,500円
		10人用	1棟につき	5,000円	2,500円
		30人用	1棟につき	11,000円	5,500円
		50人用	1棟につき	18,000円	9,000円
	種別 コテージ	6人用	1棟につき	20,000円	10,000円
		(宿泊は、10人までとする。)		(1人増すごとに1,000円を加算する。)	
		冷暖房設備	1時間につき		100円
		オートキャンプサイト	1区画につき	3,000円	1,500円
		持込みテント	1張につき	500円	250円
		シャワー	3分につき		100円
区分 広川原キャンプ場	種別 バンガロー	5人用	1棟につき	3,000円	1,500円
		10人用	1棟につき	5,000円	2,500円
		30人用	1棟につき	11,000円	5,500円
		50人用	1棟につき	18,000円	9,000円
	種別 コテージ	6人用	1棟につき	18,000円	9,000円
		(宿泊は、10人までとする。)		(1人増すごとに1,000円を加算する。)	
		冷暖房設備	1時間につき		100円
		オートキャンプサイト	1区画につき	3,000円	1,500円
		持込みテント	1張につき	500円	250円
		シャワー	3分につき		100円
備考 この表に定める使用料には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づく消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく地方消費税の額を含む。					

嬉野市営公衆浴場条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>別表（第6条、第15条関係）</p> <p>【別記1-1 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 この表に定める使用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含む。</p> <p>2 貸切湯の使用の場合、入湯税を大人1人50円別途徴収する。</p>	<p>別表（第6条、第15条関係）</p> <p>【別記1-2 参照】</p> <p>※上記料金には、消費税を含む。</p> <p>※貸切湯使用の場合、入湯税を大人1人50円別途徴収する。</p>

【別記1-1】

改正案

種別	単位	区分	使用料	備考
大浴場一般券	入場1回	70歳以上	320円	・小学生未満について、保護者同伴の場合には無料とする。 ・身体障害者等とは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者をいう。
		大人(中学生一般)	420円	
		以上70歳身体障害者等	320円	
		こども(小学生一般)	210円	
		生)身体障害者等	110円	
大浴場団体券	入場1回	大人(中学生以上)	350円	
		(10人以上)こども(小学生)	170円	
大浴場回数券	入場12回	大人(中学生以上)	4,200円	
		こども(小学生)	2,100円	
大浴場パスポート	年間入場	大人(中学生以上)	37,000円	
		こども(小学生)	18,500円	
	半年間入場	大人(中学生以上)	18,900円	
		こども(小学生)	9,450円	
貸切湯	50分		2,100円又は大浴場回数券大人券5枚	・介護又は介助が必要な者との同伴については、75分とする。
休憩室	使用1回	大人(中学生以上)	110円	・大浴場又は貸切湯を使用した者については、無料とする。
		こども(小学生)	60円	

【別記1-2】

現 行

種別	単位	区分	使用料	備考
大浴場一般券	入場1回	70歳以上	300円	・小学生未満について、保護者同伴の場合には無料とする。 ・身体障害者等とは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者をいう。
		大人（中学一般生以上70歳未満）	400円	
		身体障害者等	300円	
		子ども（小学生）	200円	
		身体障害者等	100円	
大浴場団体券 (10人以上)	入場1回	大人（中学生以上）	330円	
		子ども（小学生）	160円	
大浴場回数券	入場12回	大人（中学生以上）	4,000円	
		子ども（小学生）	2,000円	
大浴場パスポート	年間入場	大人（中学生以上）	36,000円	
		子ども（小学生）	18,000円	
	半年間入場	大人（中学生以上）	18,000円	
		子ども（小学生）	9,000円	
貸切湯	50分		2,000円又は大浴場回数券大人券5枚	・介護又は介助が必要な者との同伴については、75分とする。
休憩室	使用1回	大人（中学生以上）	100円	・大浴場又は貸切湯を使用した者については、無料とする。
		子ども（小学生）	50円	

嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行																			
<p>(使用料)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 有料公園施設を利用しようとする者は、当該利用の許可の際(嬉野総合運動公園プール又は轟の滝公園プールの一般利用にあつては、入場の際)、別表第3に掲げる額に、消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額(その額に10円未満の端数が生じたときは、端数金額を切り捨てた額)の使用料を納付しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当しない者が、第3条各号に規定する行為をする場合又は有料公園施設を占有利用する場合の使用料は、前2項に定める額の10割増しの額(その額に10円未満の端数が生じたときは、端数金額を切り捨てた額)とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>4 <u>別表第4に掲げる設備を使用する者は、同表に定める額の使用料を納付しなければならない。</u></p> <p>(利用料金)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 利用料金の額は、別表第2、別表第3及び別表第4に定める額を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表第1(第7条関係)</p> <p>有料公園施設</p>	<p>(使用料)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 有料公園施設を利用しようとする者は、当該利用の許可の際(嬉野総合運動公園プール又は轟の滝公園プールの一般利用にあつては、入場の際)、別表第3に掲げる額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当しない者が、第3条各号に規定する行為をする場合又は有料公園施設を占有利用する場合の使用料は、前2項に定める額の3割増しの額(その額に10円未満の端数が生じたときは、端数金額を切り捨てた額)とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 利用料金の額は、別表第2及び別表第3に定める額を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表第1(第7条関係)</p> <p>有料公園施設</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>公園名</th> <th>有料公園施設の名称</th> <th>利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">嬉野総合運動公園(みゆき御幸公園)</td> <td>嬉野総合運動公園みゆき記念館</td> <td>午前7時から午後10時まで</td> </tr> <tr> <td>嬉野総合運動公園プール</td> <td>午前9時から午後5時まで (利用期間7月1日から8月31日まで)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>嬉野総合運動公園多目的運動広場</td> <td>午前7時から午後6時まで (6月1日から8</td> </tr> </tbody> </table>	公園名	有料公園施設の名称	利用時間	嬉野総合運動公園(みゆき御幸公園)	嬉野総合運動公園みゆき記念館	午前7時から午後10時まで	嬉野総合運動公園プール	午前9時から午後5時まで (利用期間7月1日から8月31日まで)		嬉野総合運動公園多目的運動広場	午前7時から午後6時まで (6月1日から8	<table border="1"> <thead> <tr> <th>公園名</th> <th>有料公園施設の名称</th> <th>利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">嬉野総合運動公園(みゆき御幸公園)</td> <td>嬉野総合運動公園みゆき記念館</td> <td>午前7時から午後10時まで</td> </tr> <tr> <td>嬉野総合運動公園プール</td> <td>午前9時から午後5時まで (利用期間7月1日から8月31日まで)</td> </tr> </tbody> </table>	公園名	有料公園施設の名称	利用時間	嬉野総合運動公園(みゆき御幸公園)	嬉野総合運動公園みゆき記念館	午前7時から午後10時まで	嬉野総合運動公園プール	午前9時から午後5時まで (利用期間7月1日から8月31日まで)
公園名	有料公園施設の名称	利用時間																		
嬉野総合運動公園(みゆき御幸公園)	嬉野総合運動公園みゆき記念館	午前7時から午後10時まで																		
	嬉野総合運動公園プール	午前9時から午後5時まで (利用期間7月1日から8月31日まで)																		
	嬉野総合運動公園多目的運動広場	午前7時から午後6時まで (6月1日から8																		
公園名	有料公園施設の名称	利用時間																		
嬉野総合運動公園(みゆき御幸公園)	嬉野総合運動公園みゆき記念館	午前7時から午後10時まで																		
	嬉野総合運動公園プール	午前9時から午後5時まで (利用期間7月1日から8月31日まで)																		

		月31日までは午後8時まで)
嬉野総合運動公園みゆき球場	午前7時から午後6時まで (6月1日から8月31日までは午後8時まで)	
嬉野総合運動公園みゆき球技場	午前7時から午後6時まで (6月1日から8月31日までは午後8時まで)	
嬉野総合運動公園みゆきテニスコート	午前7時から午後6時まで (6月1日から8月31日までは午後8時まで)	
嬉野総合運動公園みゆきグラウンド・ゴルフ場	午前7時から午後6時まで (6月1日から8月31日までは午後8時まで)	
嬉野総合運動公園みゆきクラブハウス	午前7時から午後6時まで (6月1日から8月31日までは午後8時まで)	
嬉野総合運動公園全天候型屋内多目的広場	午前7時から午後9時30分まで	
鷹ノ巣公園テニスコート	午前7時から午後9時まで	
森の滝公園球場	午前7時から午後9時30分まで (ナイター利用期間4月1日から11月30日まで)	
森の滝公園プール	午前9時から午後4時30分まで (利用期間7月20日頃から8月31日まで)	

別表第2 (第11条、第21条関係)

1 第3条第1項に掲げる行為をする場合

公園)	嬉野総合運動公園多目的運動広場	午前7時から午後6時まで
	嬉野総合運動公園みゆき球場	午前7時から午後6時まで
	嬉野総合運動公園みゆき球技場	午前7時から午後6時まで
	嬉野総合運動公園みゆきテニスコート	午前7時から午後6時まで
	嬉野総合運動公園みゆきグラウンド・ゴルフ場	午前7時から午後6時まで
	嬉野総合運動公園みゆきクラブハウス	午前7時から午後6時まで
	嬉野総合運動公園全天候型屋内多目的広場	午前7時から午後9時30分まで
鷹ノ巣公園	鷹ノ巣公園テニスコート	午前7時から午後9時まで
森の滝公園	森の滝公園球場	午前7時から午後9時30分まで (ナイター利用期間4月1日から11月30日まで)
	森の滝公園プール	午前9時から午後4時30分まで (利用期間7月20日頃から8月31日まで)

別表第2 (第11条、第21条関係)

1 第3条第1項に掲げる行為をする場合

区分	使用料
行商、募金、露天営業その他これらに類すること	1日1平方メートル当たり 50円
業として写真又は映画を撮影すること	
興行を行うこと	
競技会、展示会、博覧会、集会、祭礼その他これらに類する催しを行うこと	
花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること	

区分	使用料
行商、募金、露天営業その他これらに類すること	1日1平方メートル当たり 20円
業として写真又は映画を撮影すること	
興行を行うこと	
競技会、展示会、博覧会、集会、祭礼その他これらに類する催しを行うこと	
花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること	

別表第3（第11条、第21条関係）

1 嬉野総合運動公園使用料

(1) みゆき記念館

区分	使用料（1時間当たり）
会議室	200円
ホール	300円
茶室	300円
冷暖房設備	1室当たり 100円

(2) プール

区分	使用料
一般利用	一般、大学生、専門学生、校生及び高校生 1人1回当 200円
	小・中学生 1人1回当 100円
占有利用	1時間当たり 600円

(3) 多目的運動広場

区分	使用料（1時間当たり）
第1	2分割で半面 200円
第2	全面 300円

(4) みゆき球場

別表第3（第11条、第21条関係）

1 嬉野総合運動公園使用料

(1) みゆき記念館

区分	使用料（1時間当たり）
会議室	300円
ホール	200円
茶室	350円
冷暖房設備	1室当たり 100円

(2) プール

区分	使用料
一般利用	一般、大学生、専門学生、校生及び高校生 1人1回当 150円
	小・中学生 1人1回当 100円
占有利用	1時間当たり 500円

(3) 多目的運動広場

区分	使用料（1時間当たり）
第1	2分割で半面 150円
第2	全面 200円

(4) みゆき球場



区分	高校生以下	一般、大学生及び専門学校生	プロ野球等	
野球場	入場料を徴収しない場合(1時間当たり)	400円	800円	2,800円
	入場料を徴収する場合(半日当たり)	2,500円	最高入場料×25人分	最高入場料×100人分
野球場施設	スコアボード(1時間当たり)	300円	600円	1,200円
	選手控室(1時間当たり)	300円	500円	600円
	会議室(1時間当たり)	300円	500円	600円
	ピッチングマシン(1時間当たり)	100円	200円	500円
	冷暖房設備(1室1時間当たり)	100円		
	シャワー設備(1回当たり)	100円		

(5) みゆき球技場

区分	使用料(1時間当たり)
高校生以下	600円
一般、大学生及び専門学校生	1,200円

(6) みゆきテニスコート(1時間当たり)

区分	使用料(1面当たり)
高校生以下	200円
一般、大学生及び専門学校生	300円

(7) みゆきグラウンド・ゴルフ場

区分	高校生以下	一般、大学生及び専門学校生	プロ野球等	
野球場	入場料を徴収しない場合(1時間当たり)	400円	800円	2,800円
	入場料を徴収する場合(半日当たり)	2,500円	最高入場料×25人分	最高入場料×100人分
野球場施設	スコアボード(1時間当たり)	250円	500円	1,000円
	選手控室(1時間当たり)	150円	250円	300円
	会議室(1時間当たり)	150円	250円	300円
	ピッチングマシン(1時間当たり)	100円	200円	500円
	冷暖房設備(1室1時間当たり)	100円		

(5) みゆき球技場

区分	使用料(1時間当たり)
高校生以下	500円
一般、大学生及び専門学校生	1,000円

(6) みゆきテニスコート(1時間当たり)

区分	使用料(1面当たり)
高校生以下	100円
一般、大学生及び専門学校生	200円

(7) みゆきグラウンド・ゴルフ場

区分	使用料
全面 (3時間)	1人当たり100円 (20人以上にあっては、2,000円)

(8) みゆきクラブハウス

区分	使用料
ミーティングルーム	高校生以下 1時間当たり 200円 一般、大学生及び専門学校生 1時間当たり 400円
レクチャールーム	高校生以下 1時間当たり 200円 一般、大学生及び専門学校生 1時間当たり 400円
冷暖房設備	1室1時間当たり 100円
放送設備	1回当たり 600円

(9) 全天候型屋内多目的広場

区分	使用料 (1時間当たり)
施設	高校生以下 300円
	一般、大学生及び専門学校生 600円
照明設備	300円

2 鷹ノ巣公園使用料

鷹ノ巣公園テニスコート (1時間当たり)

区分	使用料 (1面当たり)
テニスコート	高校生以下 200円
	一般、大学生及び専門学校生 300円
照明設備 (照明カード)	500円

3 轟の滝公園使用料

(1) 轟の滝公園球場

区分	使用料
施設	高校生以下 1時間当たり 300円
	一般、大学生及び専門学校生 1時間当たり 600円
照明設備	30分当たり 1,500円

(2) 轟の滝公園プール

区分	使用料
全面 (3時間)	1人当たり50円 (20人以上にあっては、1,000円)

(8) みゆきクラブハウス

区分	使用料
ミーティングルーム	高校生以下 1時間当たり 150円 一般、大学生及び専門学校生 1時間当たり 300円
レクチャールーム	高校生以下 1時間当たり 150円 一般、大学生及び専門学校生 1時間当たり 300円
冷暖房設備	1室1時間当たり 100円
放送設備	1回当たり 600円

(9) 全天候型屋内多目的広場

区分	使用料 (1時間当たり)
施設	高校生以下 250円
	一般、大学生及び専門学校生 500円
照明設備	200円

2 鷹ノ巣公園使用料

鷹ノ巣公園テニスコート (1時間当たり)

区分	使用料 (1面当たり)
テニスコート	高校生以下 100円
	一般、大学生及び専門学校生 200円
照明設備 (照明カード)	500円

3 轟の滝公園使用料

(1) 轟の滝公園球場

区分	使用料
施設	高校生以下 1時間当たり 200円
	一般、大学生及び専門学校生 1時間当たり 300円
照明設備	30分当たり 1,500円
冷暖房設備	1室1時間当たり 100円

(2) 轟の滝公園プール

区分	使用料
一般利用 幼児（4歳以上）、小 学生	1人1回当た 100円
占用利用	1時間当たり 600円

備考 利用時間に単位時間未満の端数があるときは、当該端数を単位時間とみなす。

区分	使用料
一般利用 幼児（4歳以上）、小 学生	1人1回当た 100円
占用利用	1時間当たり 500円

備考 1の表から3の表までに定める使用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含む。

別表第4（第11条、第21条関係）

1 嬉野総合運動公園使用料

みゆきクラブハウス

区分	使用料
シャワー	1回当たり 100円

2 森の滝公園使用料

森の滝公園球場

区分	使用料
冷暖房設備	1室1時間当たり 100円

備考

- 1 利用時間に単位時間未満の端数があるときは、当該端数を単位時間とみなす。
- 2 1の表及び2の表に定める使用料には、消費税法の規定に基づく消費税の額及び地方税法の規定に基づく地方消費税の額を含む。

嬉野市公園条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(使用料)</p> <p>第9条 第4条第1項又は第6条第1項若しくは第2項の許可を受けた者は、当該許可の際、<u>別表第3</u>に定めるところにより算出された額に、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額（その額に10円未満の端数が生じたときは、端数金額を切り捨てた額）の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>別表第2に掲げる設備を使用する者は、同表に定める額の使用料を納付しなければならない。</u></p>	<p>(使用料)</p> <p>第9条 第4条第1項又は第6条第1項若しくは第2項の許可を受けた者は、当該許可の際、<u>別表第2</u>に定めるところにより算出された額に、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額（その額に10円未満の端数が生じたときは、端数金額を切り捨てた額）の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(利用料金)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 利用料金の額は、<u>別表第1、別表第2及び別表第3</u>に定める額を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 利用料金の額は、<u>別表第1及び別表第2</u>に定める額を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>別表第1（第7条、第9条、第18条関係）</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 <u>使用料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</u></p>	<p>別表第1（第7条、第9条、第18条関係）</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 <u>この表に定める使用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含む。</u></p>

2 使用料の算定に当たって、単位時間に満たない利用時間は、単位時間とする。

3 次の各号のいずれにも該当しない者が公園を利用する場合は、この表に定める使用料の10割増しの額とする。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 市内に所在する事業所等に勤務する者
- (3) 保育所又は学校に通う幼児、児童、生徒又は学生
- (4) 当該利用に際して、市内の宿泊施設に宿泊をする者

別表第2 (第9条、第18条関係)

区分	使用料
北部公園冷暖房設備	1室1時間当たり 100円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とみなす。
- 2 この表に定める使用料には、消費税法の規定に基づく消費税の額及び地方税法の規定に基づく地方消費税の額を含む。

別表第3 (第9条、第18条関係)

【別記2 参照】

備考 利用面積、利用の長さ及び利用期間が単位未満のもの又は単位未満の端数は、それぞれ切り上げて計算する。

2 使用料の算定に当たって、単位時間に満たない利用時間は、単位時間とする。

3 次の各号のいずれにも該当しない者が公園を利用する場合は、この表に定める使用料の3割増しの額とする。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 市内に所在する事業所等に勤務する者
- (3) 保育所又は学校に通う幼児、児童、生徒又は学生
- (4) 当該利用に際して、市内の宿泊施設に宿泊をする者

別表第2 (第9条、第18条関係)

【別記2 参照】

備考 利用面積、利用の長さ及び利用期間が単位未満のもの又は単位未満の端数は、それぞれ切り上げて計算する。

【別記1】

改正案

区分		使用料	
北部公園	多目的広場	無料	
	野球場	高校生以下	1時間当たり 300円
		一般	1時間当たり 600円
	野球場照明		30分当たり 1,500円
	ピッチングマシン	高校生以下	1時間当たり 100円
		一般	1時間当たり 200円
和泉式部公園	野外ステージ照明	1時間当たり 100円	
	配電盤電気設備	1時間当たり 100円	
中央公園	多目的広場	1時間当たり 200円	
	多目的広場照明	8基点灯	1時間当たり 2,500円
		6基点灯	1時間当たり 2,000円
		5基点灯	1時間当たり 1,800円
		4基点灯	1時間当たり 1,700円
	テニスコート	高校生以下	1コート1時間当たり 200円
		大学生、一般	1コート1時間当たり 300円
テニスコート照明		1コート1時間当たり 500円	

現行

区分		使用料	
北部公園	多目的広場	無料	
	野球場	高校生以下	1時間当たり 300円
		一般	1時間当たり 600円
	野球場照明		30分当たり 1,500円
	冷暖房設備		1室1時間当たり 100円
	ピッチングマシン	高校生以下	1時間当たり 100円
一般		1時間当たり 200円	
和泉式部公園	野外ステージ照明	1時間当たり 100円	
	配電盤電気設備	1時間当たり 100円	

中央公園	多目的広場		1時間当たり	150円
	多目的広場照明	8基点灯	1時間当たり	2,000円
		6基点灯	1時間当たり	1,800円
		5基点灯	1時間当たり	1,700円
		4基点灯	1時間当たり	1,600円
	テニスコート		1コート1時間当たり	200円
	テニスコート照明		1コート1時間当たり	500円

【別記2】

改正案

利用の目的		単位	金額
工作物等を設ける場合	標識類	1日1平方メートル当たり	50円
	競技会、展示会、博覧会、集会、祭礼その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物		
	工事中板囲、足場、詰所その他これらに類するもの及び竹木、土石その他工事中材料置場		
公園を利用する場合	行商、募金、露天営業その他これらに類するもの	1日1平方メートル当たり	50円
	業として写真を撮影するもの		
	業として映画を撮影するもの		
	競技会、展示会、博覧会、集会、祭礼その他これらに類する催しをするもの		
	花火、キャンプファイヤー等火気を使用するもの		
永続的施設を設ける場合	売店・自動販売機・その他	嬉野市行政財産使用料条例(平成18年嬉野市条例第57号)を基本として市長が定めるところによる。	

現 行

利用の目的		単位	金額
工作物等を設ける場合	標識類	1日1平方メートル当たり	50円
	競技会、展示会、博覧会、集会、祭礼その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物		
	工所用板囲、足場、詰所その他これらに類するもの及び竹木、土石その他工所用材料置場		
公園を利用する場合	行商、募金、露天営業その他これらに類するもの	1日1平方メートル当たり	20円
	業として写真を撮影するもの		
	業として映画を撮影するもの		
	競技会、展示会、博覧会、集会、祭礼その他これらに類する催しをするもの		
	花火、キャンプファイヤー等火気を使用するもの		
永続的施設を設ける場合	売店・自動販売機・その他	嬉野市行政財産使用料条例(平成18年嬉野市条例第57号)を基本として市長が定めるところによる。	



嬉野市道路占用料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>別表（第2条関係）</p> <p>【別記1-1 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 <u>共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。</u></p> <p>2 <u>Aは、占用物件に直近する土地の時価（これにより難いときは、当該土地の近傍類地の時価）を表わすものとする。</u></p> <p>3 <u>表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。</u></p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>【別記1-2 参照】</p> <p>備考</p> <p>(1) <u>Aは、占用物件に直進する土地の時価（これにより難いときは、当該土地の近傍類地の時価）を表わすものとする。</u></p> <p>(2) <u>第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</u></p> <p>(3) <u>第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</u></p> <p>(4) <u>共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。</u></p>

【別記1-1】

改正案

占用物件		占用料	
		単位	金額(円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	電柱	1本につき1年	1,200
	電話柱		670
	その他の柱類		67
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	7
	地下に設ける電線その他の線類		4
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	660
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	400
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,300
	郵便差出箱		570
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,100
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,300	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	40
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		61
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		81
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		160
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		400
	外径が1メートル以上のもの		810
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	1,300	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.007を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路	570	
	地下に設ける通路	340	
その他のもの	1,300		
法第32条第1項第6号に掲げるもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	11

る施設	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	110	
政令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	110
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,100
	標識		1本につき1年	1,100
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	11
		その他のもの	1本につき1月	110
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	11
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	110
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,100
その他のもの			570	
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	1,300	
政令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.028を乗じて得た額	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	110	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			130	
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.020を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額	
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.016を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額	
政令第7条第10号に掲げる施設	建築物		Aに0.020を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額	

政令第7条第1 1号に掲げる応 急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面 下に設けるもの	Aに0.016を乗じ て得た額
	上空に設けるもの	Aに0.020を乗じ て得た額
	その他のもの	Aに0.028を乗じ て得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.028を乗じ て得た額
政令第7条第1 3号に掲げる施 設	トンネルの上又は高速自動車国道 若しくは自動車専用道路(高架のも のに限る。)の路面下に設けるもの	Aに0.016を乗じ て得た額
	上空に設けるもの	Aに0.020を乗じ て得た額
	その他のもの	Aに0.028を乗じ て得た額

【別記1-2】

現 行

占有物件		占有料	
		単位	金額(円)
法第32条第 1項第1号に 掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	530
	第2種電柱		820
	第3種電柱		1,100
	第1種電話柱		480
	第2種電話柱		760
	第3種電話柱		1,000
	その他の柱類		48
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルに つき1年	5
	地下に設ける電線その他の線類		3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	470
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メ ートルにつき1年	290
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆 電話所	1個につき1年	950
	郵便差出箱及び信書便差出箱		400

	広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	1,000	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	950	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	20	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			29	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			43	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			57	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			86	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			110	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			200	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			290	
	外径が1メートル以上のもの			570	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	950	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	510	
		階数が2のもの			Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの			Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路				
	地下に設ける通路				
その他のもの		950			
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	10	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1日	100	

			一トルにつき1月	
物件	政令第7条第1号に掲げる看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	100
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,000
	標識		1本につき1年	760
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10
		その他のもの	1本につき1月	100
	幕(政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	10
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	100
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,000
		その他のもの		510
	政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月
政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設				95
政令第7条第6号に掲げる建築物			占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.018を乗じて得た額
施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	その他のもの			Aに0.013を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる器具				Aに0.025を乗じて得た額

嬉野市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(占用料等の徴収)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、法定外公共物の占用のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る占用料の額は、前項の規定により算定した額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円とする前の額)に、消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額(以下「消費税及び地方消費税相当額」という。)を加えた額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)とする。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p><u>別表第1(第18条関係)</u></p> <p><u>水路等占用料</u></p> <p>【別記1-1 参照】</p> <p><u>備考</u></p> <p>1 <u>共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。</u></p> <p>2 <u>表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。</u></p>	<p>(占用料等の徴収)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p><u>別表第1(第18条関係)</u></p> <p><u>水路等占用料</u></p> <p>【別記1-2 参照】</p> <p><u>備考</u></p> <p>1 <u>第1種電柱とは電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</u></p> <p>2 <u>第1種電話柱とは電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支</u></p>

持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。



【別記1-1】

改正案

占用物件等		単位	占用料(円)
普通建物敷地、物置場及び物干場類		占用面積1平方メートルにつき1年	230
商工業敷地(継続的な材料置場を含む。)			500
通路及び架橋			230
広告塔及び看板		表示面積1平方メートルにつき1年	1,100
電柱		1本につき1年	1,200
電話柱			670
その他の柱類			67
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	7
地下電線その他地下に設ける線類			4
変圧塔その他これに類するもの		1個につき1年	1,300
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	40
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		61
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		81
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		160
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		400
	外径が1メートル以上のもの		810
日よけ、雨よけ等		占用面積1平方メートルにつき1年	230
標識		1本につき1年	1,100
露店、商品置場その他これらに類するもの	一時的なもの	占用面積1平方メートルにつき1日	11
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	110
旗ざお、のぼり類	一時的なもの	1本につき1日	11
	その他のもの	1本につき1月	110
足場、詰所その他工事用施設及び工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	110
上記各欄に該当しないもの		嬉野市道路占用料条例の別表に掲げる占用料の額とする。	

【別記1-2】

現 行

占有物件等	単位	占有料 (円)
普通建物敷地、物置場、物干場類	占有面積1平方メートル	230
商工業敷地（継続的な材料置場を含む。）	ルにつき1年	500
通路及び架橋		230
広告塔及び看板	表示面積1平方メートルにつき1年	1,100
第1種電柱	1本につき1年	770
第2種電柱		1,200
第3種電柱		1,600
第1種電話柱		690
第2種電話柱		1,100
第3種電話柱		1,500
その他の柱類		53
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	7
地下電線その他地下に設ける線類	1年	4
変圧塔その他これに類するもの	1個につき1年	1,100
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	長さ1メートルにつき1年	36
	外径が0.1メートル未満のもの	53
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	71
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	140
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	360
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	710
	外径が1メートル以上のもの	
日よけ、雨よけ等	占有面積1平方メートルにつき1年	230

標識		1本につき1年	850
露店、商品置場その他これらに類するもの	一時的なもの	占用面積1平方メートルにつき1日	11
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	110
旗ざお、のぼり類	一時的なもの	1本につき1日	11
	その他のもの	1本につき1月	110
足場、詰所その他工事用施設及び工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	110
上記各欄に該当しないもの		嬉野市道路占用料条例の別表に掲げる占用料の額とする。	

